

事例項目	下水道使用料誤徴収について
事例発生日等	令和2（2020）年8月25日
担当課	環境水道部 お客さまセンター
事例概要	<p>発生までの経過</p> <p>①平成10（1998）年3月31日、市内の一部地域（四宮6丁目他）について、下水道供用及び下水道処理開始の告示を行った。          ②平成10（1998）年9月上記告示に伴い、当該地域において、下水道使用料を賦課し、請求を開始した。          ③令和2（2020）年8月25日、当該地域に所在する事業者から下水道使用料徴収に対する疑義申立てがあり、現地を調査したところ、2棟6区画分の建物からの排水は公共下水道に流入しておらず、平成10（1998）年9月から令和2（2020）年8月までの下水道使用料22年間約111万円を誤徴収していたことが判明した。          ④今回の誤徴収の判明に伴い、近隣を調査したところ、他に誤徴収が発生している事例はなく、対象の期間中に当該2棟6区画にて下水道使用料を納付した入居者延べ16件が誤徴収であったと確定した。</p>
	<p>当時の対応</p> <p>①誤徴収した下水道使用料を返還するにあたり、令和2（2020）年10月9日を支出決定日とし、消滅時効が完成していない下水道使用料については、還付金（還付加算金を含む）として算定を行い、消滅時効が完成した下水道使用料（5年越え20年以内）については、「門真市下水道使用料に係る返還金支払要綱」に基づき、返還金（利息相当額を含む）として算定することにより、返還する金額を確定した。          ②10月14日、各報道機関に報道資料の提供を行い、公表した。          【資料(2)-88-1】          ③10月21日、誤徴収対象者に対し、「返還金支払決定通知書」、「返還金支払請求書」「説明文」を同封して送付した。          ④上記③の送付以降、連絡があった対象には謝罪し、返還金を請求いただくよう依頼し、転居等に伴い、連絡がない対象者には、住民票、商業登記の確認など、転居先等の調査により返還に向けた手続きを進めている。</p>
発生原因	公共下水道供用開始後、下水道使用料を賦課する際に、汚水が公共下水道に流入しているかどうか現地での確認を行わずに、図面上での確認のみで賦課した。
再発防止対策	下水道使用料賦課時において、現地の調査を行い、排水が公共下水道へ流入しているか確認してから賦課するように徹底する。
その他	
添付資料	【資料(2)-88-1】・・・報道提供資料